

犯罪心理鑑定の意義と有効性についての研究

—弁護士を対象とする調査から—

橋本和明

犯罪心理鑑定はまだ一般には知られていない。しかし、鑑定で明らかとなった犯行メカニズムの理解や更生へのプロセスを裁判員制度で示すことは極めて重要となる。本研究では弁護士を対象に調査をし、犯罪心理鑑定の意義や有効性について明らかにした。中でも、鑑定が犯行動機の解明や量刑の考慮に有意義である上、被告人の内面の整理や家族関係調整にも有効となることがわかった。また、今後の課題として、鑑定人の養成や臨床心理士らと弁護士との連携の構築であることが示された。

キーワード：犯罪心理鑑定, 裁判, 犯行メカニズム, 犯行動機, 情状

Criminal psychology appraisal is not yet known in general. However, it is extremely important to explain the criminal mechanisms revealed by appraisals and the process for rehabilitation at the judge trial system. In this study, I surveyed lawyers and clarified the significance and effectiveness of criminal psychological appraisal. Especially, criminal psychological appraisal was meaningful for clarifying motives of crime and considering sentencing. And it was effective also for offender's introspection and their family relationship adjustment. I understand that future tasks are training of appraisers and building up cooperation between lawyers and clinical psychologists and others.

Key words : criminal psychology appraisal, judge trial system, criminal mechanisms, motives of crime, circumstance

1 問題と目的

“精神鑑定”はよく知れ渡っているが、“犯罪心理鑑定”というのは耳慣れない用語かもしれない。

精神鑑定というのは、刑法第39条にある被告人の事理弁識能力や行動制御能力を精神医学的な観点から見極め、裁判所が心神喪失、もしくは心神耗弱であると認定すると、責任能力はない、もしくは限定的であるとされ、刑事罰は問えなかったり減刑される。それに対して、犯罪心理鑑定は「被告人の性格等を精査し、その形成過程が家庭環境や成育歴とどのように関係するかを明らかにするとともに、犯行のメカニズムやそのときの心理状態を心理学的に解明する鑑定である」（橋本；2016）。そして、犯罪心理鑑定はこれまで“情状

鑑定”という名称で実施されることが多かった。

精神鑑定が犯行時点の精神状態のありようを『点』で捉えようとするのに対し、犯罪心理鑑定では、犯行に至るまでの被告人の性格やこれまでの生きざまなどを『線』として理解しようとしている点に違いがある。その点について、安藤（2012）は、精神鑑定の場合は「最終的に鑑定人に求められているものは、時間軸でいえば『本件犯行時』および『現在』における精神の状態であり、あくまでも『精神障害の有無』を前提にした、より科学的な根拠に基づく医学診断であり、他方、犯罪心理鑑定（情状鑑定）は、「具体的な鑑定事項については、各ケースから浮かび上がってくる問題に焦点が当てられたものとなっており、かなり多様である」と指摘している。ま

た、情状鑑定は刑の量定を定めることが目的であるのに対し、犯罪心理鑑定は犯行のメカニズムやその時の心理状態を心理学的に解明することが目的がある。

2009年から始まった裁判員裁判では、国民の中から選ばれた専門的知識のない裁判員が犯罪の本質について理解し、その上で適正な審理をしなければならない。そのこともこの犯罪心理鑑定が大きな意義を持ちつつある。そのような事情からか、近年は筆者のもとに裁判所あるいは弁護士、検察庁から鑑定を依頼されることが多くなってきている。しかし、裁判官、弁護士、検察官の中でもまだまだ犯罪心理鑑定について広まっておらず、十分な理解が得られていない部分が多い。

そこで、本研究では、弁護士を調査対象にし、犯罪心理鑑定についての調査を実施することにし、そのニーズがどれほどあるのか等を明らかにしたいと考えた。また、そのことを踏まえて、刑事事件もしくは少年事件における犯罪心理鑑定の意義と有効性について検討することにした。

2 方法

(1) 調査対象者と調査方法

2017年5月から2018年1月までの9か月間、大阪弁護士会に所属する弁護士を対象に調査用紙を郵送及びメールで送付し、郵送もしくはメールにて回答を得た。およそ300人の弁護士に調査依頼をし（中には依頼をした弁護士から他の弁護士に調査の協力を求めた）、最終的には48名（回答率はおよそ16.0%。内訳等については男性38名、女性10名で、平均年齢40.5歳、弁護士経験平均年数11.5年であった）の方から回答が得られた。

(2) 調査内容

調査用紙には、1) 犯罪心理鑑定についての理解や関心の程度、2) 犯罪心理鑑定の活用経験とその内容、3) 今後の犯罪心理鑑定のあり方について、4) 弁護士と臨床心理士あるいは社会福祉士等の対人援助職との協働のあり方について、を質問する項目とした。

(3) 倫理的配慮

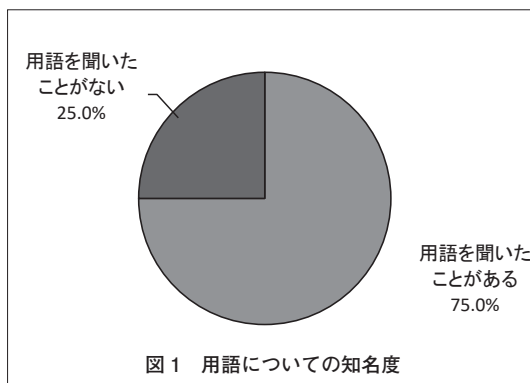
研究倫理審査申請を花園大学に提出し、承認を得た。

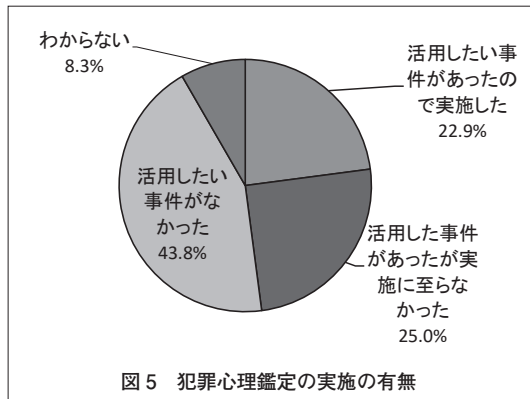
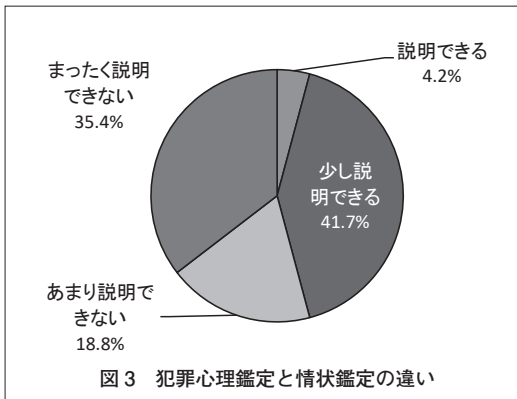
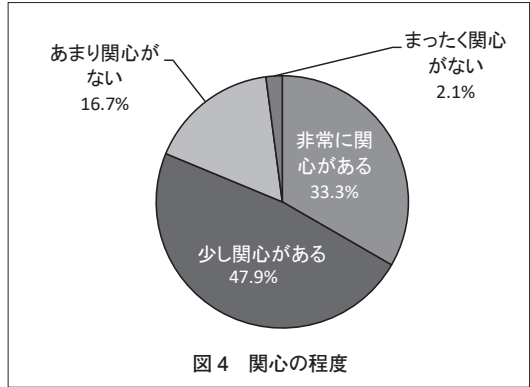
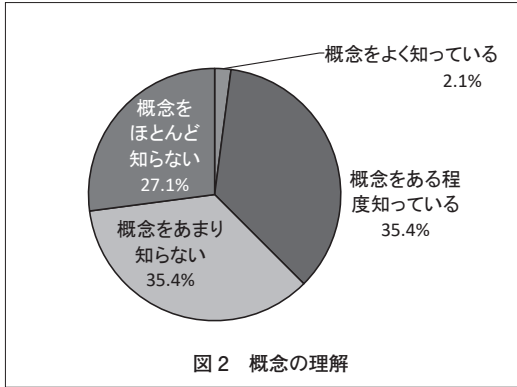
3 結果

(1) 犯罪心理鑑定についての理解や関心の程度

犯罪心理鑑定という用語についての知名度を尋ねたところ、図1のとおり、75.0%が「聞いたことがある」と回答しているが、図2のとおり、その概念を「あまり知らない」もしくは「ほとんど知らない」が62.5%と半数以上を占めた。また、犯罪心理鑑定と情状鑑定の違いを説明できるかという問いについては、図3のとおり説明できると回答した人と説明できないと回答した人がほぼ半数となった。さらに、犯罪心理鑑定についての関心の程度については、図4のとおり、「非常に関心がある」(33.3%)、「少し関心がある」(47.9%)と高い割合になっていた。なお、これまでの弁護活動の中で犯罪心理鑑定の実施の有無については、図5のとおり、「実施したことがある」と回答したのは、11名(22.9%)おり、「活用したい事件があったが実施には至らなかった」(25.0%)、「活用したい事件がなかった」(43.8%)であった。

これらの結果からわかったことは、犯罪心理鑑定については関心はあるものの、その具体的な内容を正確には理解しておらず、実際には事件に活用するまでには至っていない場合がかなりあった。ただ、それでも11名(22.9%)の人が実際に犯罪心理鑑定を活用したと回答しているのは、





回答が得られた人の中に、大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士が多かったことや、そもそもこのテーマに関心を持っている刑事弁護を専門にする弁護士からの回答が多かった影響によると考えられる。

(2) 犯罪心理鑑定の実施した状況

鑑定実施前までの状況について

次に、これまで犯罪心理鑑定を実施した経験のある弁護士は10名あり、その中でも2件以上を経験した人は6名、3件以上の人は1名あった。それらの鑑定の実施の状況について尋ねたところ、以下のような回答であった。

まず、犯罪心理鑑定の対象となる主たる事件名は何かと尋ねたところ、殺人が9件、傷害（致死）が2件、強姦（致死傷）、強制わいせつ（致死傷）などの性犯罪が3件、放火が2件、危険運転致死傷が1件、その他は1件であった。

次に、犯罪心理鑑定の対象となる被告人について、

成人であったのが10件、未成年（少年）であったのが8件であった。どの事件も地方裁判所での手続きの段階で鑑定を実施した（つまり、少年事件においては家庭裁判所で検察官送致となって以降に実施されている）とのことであり、そのことを考えると被告人が未成年である割合（44.4%）は相当に高いと考えられる。

犯罪心理鑑定の実施形態については、公的鑑定（裁判所が命じる鑑定）が11件、私的鑑定（弁護士が依頼する鑑定）が7件で、そのうち弁護士は裁判所に鑑定を請求したものの棄却され、私的鑑定となったものが3件あった。

犯罪心理鑑定を実施した目的については、図6のとおり、「犯行時の心理状態の解明」（13件）が一番多く、「犯行動機の解明」（12件）、「性格やパーソナリティの解明」（7件）、「精神疾患を含めた精神状態の解明」（6件）、「更生の方法や予後の解明」（6件）が挙げられた（いずれも延べの件数）。

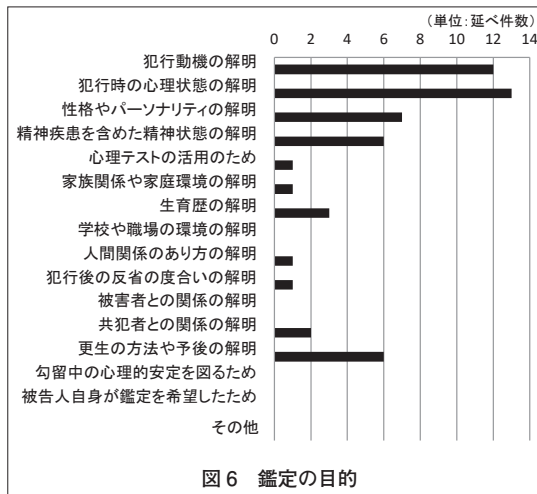


図6 鑑定の目的

そして、犯罪心理鑑定を依頼する鑑定人をどのような方法で探したかを尋ねたところ、公的鑑定の場合であれば「裁判所が知っている候補者を指名した」が8件となっているが、「弁護士会や知人の弁護士に尋ねて探した」が5件、「弁護士から鑑定人候補者を推薦し、裁判所が指名した」、「自身が知っている臨床心理士等に依頼をした」がそれぞれ3件ずつであった。いずれにせよ、弁護士からすると、依頼ができる鑑定人を自力で見つけ出せず、裁判所に頼ったり、弁護士会や知人を頼るなどの方法で鑑定人を探さざるを得ないといった状況がうかがえた。ただ、候補者を決めさえすれば、それ以降の鑑定人選任までは「スムーズに鑑定人が選任され問題はなかった」(15件)が多数を占め、「弁護士と裁判官、検察官が鑑定人の選任について意見が合わなかった」(2件)という事案はあったものの、鑑定人の候補者決定後は比較的スムーズに進んでいくことがわかった。

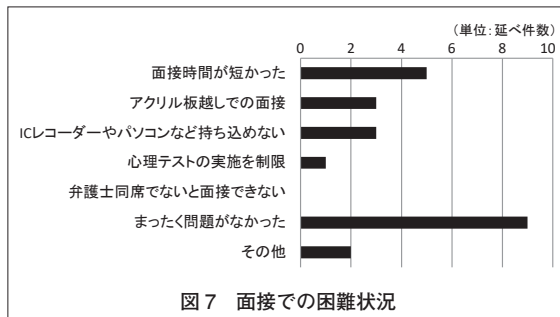


図7 面接での困難状況

鑑定実施中の状況について

鑑定実施中における状況として、どのようなことが鑑定を進める上で困難となるかの事情を問うたところ、図7のように、「面接時間が短かった」や「アクリル板越しでの面接」「ICレコーダーやパソコンなど持ち込めない」などが挙げられた。ただ、「まったく問題がなかった」と回答があったのも9件(いずれも延べの件数)あり、そのうち5件が公的鑑定となっていた。つまり、裁判所からの公的鑑定の場合、鑑定を進めるに際して、面接室の配慮、ICレコーダーの使用の許可など、さまざまな鑑定実施への配慮がなされ、困難となる事情がなくスムーズにできることがこの結果から明かであった。

鑑定が始まって以降、鑑定人と弁護士がどの程度打合せを行い、互いの要望や鑑定の進捗状況を把握できたかという質問では、図8のように、鑑定の始まる初期段階、あるいは、公判が始まり証人尋問前の段階では鑑定人と弁護士が打合せや話し合いを多く行い、相互の意思疎通や理解が比較的できていたと回答する人が多かった。その一方、鑑定の途中の段階では、逆に鑑定の進捗状況等を把握しにくかったと回答した人もいた。

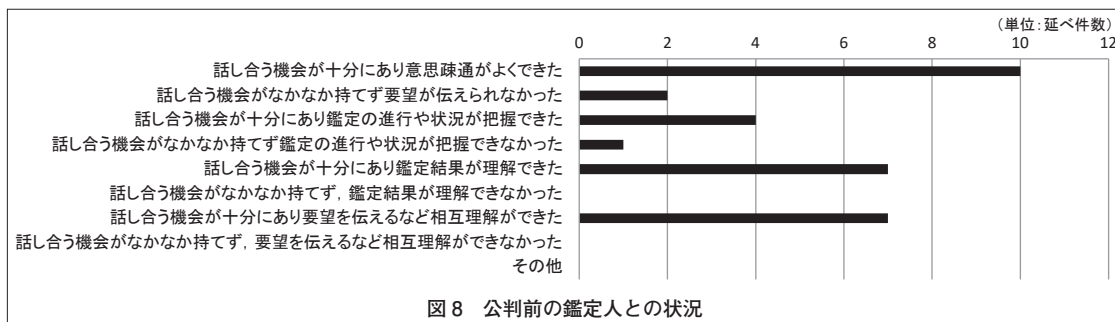
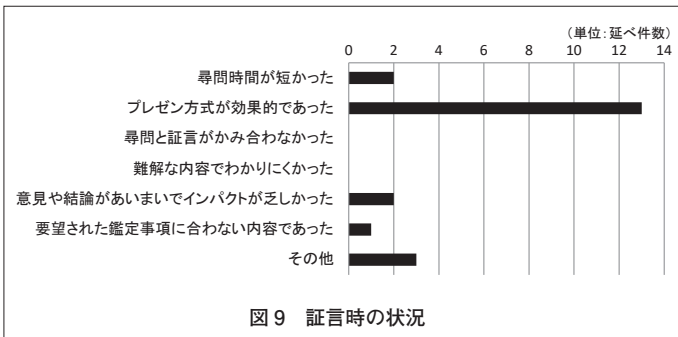


図8 公判前の鑑定人との状況

鑑定書についての問題点では、その位置づけ(鑑定書は正式な証拠とならずにメモといった位置づけになることが多い)はともかく、ほとんどの場合は鑑定書が作成されており、弁護士としては詳細に理解できてよかったとする意見が多数を占めていた。

鑑定人の証人尋問における問題点としては、図9のように、「プレゼン方式が効果的であった」が13件と一番多かった一方、「尋問時間が短かった」や「意見や結論があいまいでインパクトが乏しかった」などの意見もそれぞれ2件ずつあり

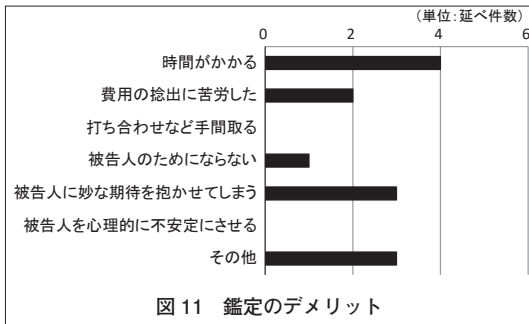
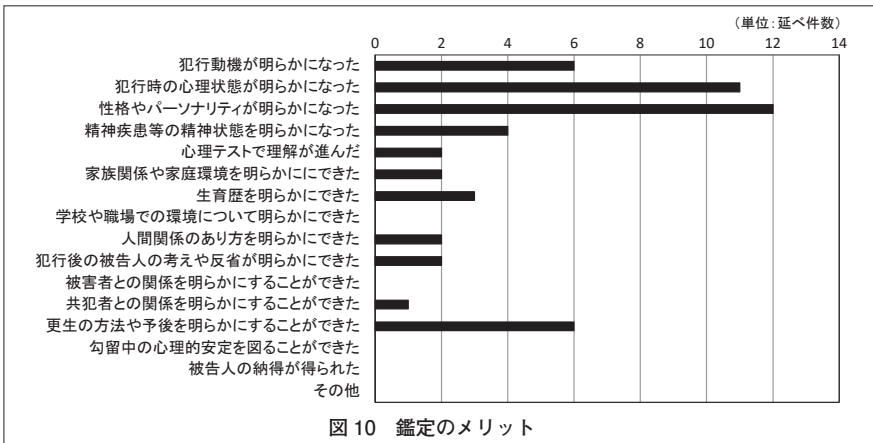


(いずれも延べの件数)、やはりプレゼンのあり方やインパクトの明解な証言のあり方について今後の課題であることがここからうかがえる。

鑑定全体の状況について

全体的に鑑定を実施したメリットとしてどのようなことがあったかとの質問に対して、図10のように、「性格やパーソナリティが明らかになった」が12件と一番多く、次に「犯行時の心理状態が明らかになった」が11件、「犯行動機が明らかになった」と「更生の方法や予後を明らかにすることができた」がいずれも6件となっていた。

それ以外にも、「精神疾患等の精神状態を明らかになった」(4件)「生育歴を明らかにできた」(3件)、「心理テストで理解が進んだ」(2件)、「家族関係や家庭環境を明らかにできた」(2件)、「人間関係のあり方を明らかにできた」(2件)、「犯行後の被告人の考えや反省が明らかになった」(2件)があった(いずれも延べの件数)。



逆に、鑑定を実施するデメリットとしてどのようなことがあったかとの質問に対しては、図11のように、「時間がかかる」が4件と一番多く、次に「被告人に妙な期待を抱かせてしまう」(3件)、「費用の捻出に苦労した」(2件)があった(いずれも延べの件数)。

鑑定が量刑にどれほどの影響を与えたかという点については、**図 12**のように、「非常に影響があった」が4件で全体の36.8%を占め、「少し影響があった」の1件を加えると、63.1%で鑑定が何らかの量刑に影響を与えたと回答している。ただ、「どちらとも言えない」が2件(26.3%)あった。また、鑑定が量刑以外にどれほど影響を与えたかという点については、**図 13**のように、「非常に影響があった」が4件で全体の36.8%を占め、「少し影響があった」の1件を加えると、やはりここでも63.1%で鑑定が何らかの量刑に影響を与えたと回答している。ただ、「どちらとも言えない」が2件(26.3%)あった。

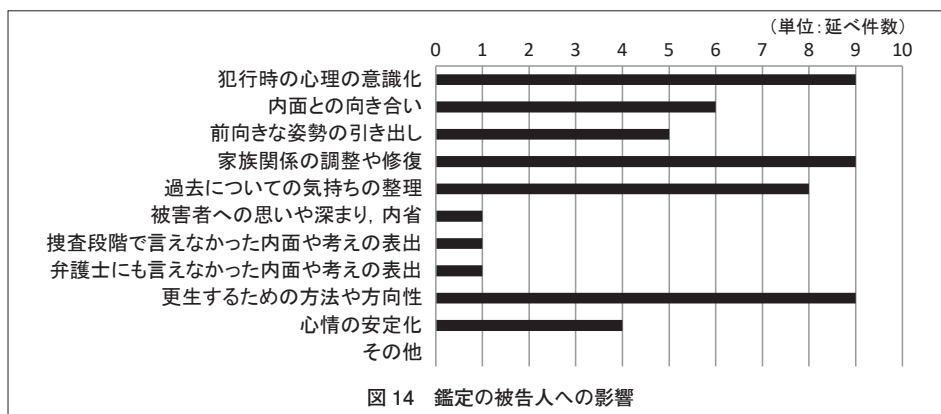
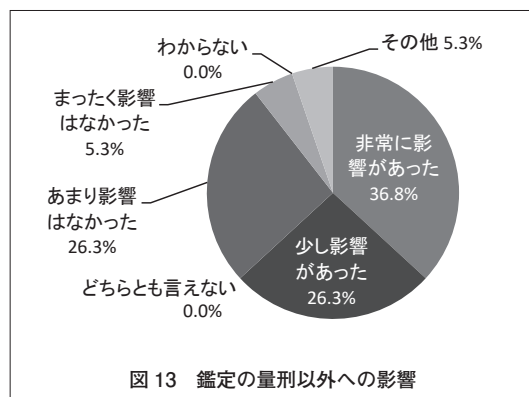
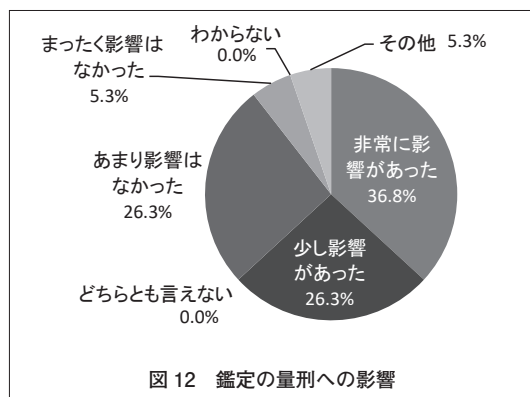
そして、鑑定が被告人にどのように影響を与えたかという点については、**図 14**のように、「犯行時の心理の意識化」、「家族関係の調整や修復」、「更生するための方法や方向性」がそれぞれ9件ずつあり、次に多かったのは「過去についての気持ちの整理」が8件であった。それ以外に、「内

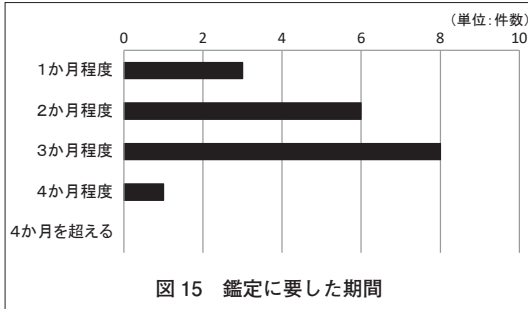
面との向き合い」(6件)、「前向きな姿勢の引き出し」(5件)、「心情の安定化」(4件)があった(いずれも延べの件数)。

このような結果から言えることは、犯罪心理鑑定が量刑への影響だけでなく、それ以外への影響も多く認められ、被告人あるいはその家族に対しても内面化、関係調整、更生など多方面で大きな影響があると言える。

鑑定に要した期間としては、**図 15**のように、「3か月程度」が8件と一番多く、次に「2か月程度」が6件であった。「1か月程度」(3件)や「4か月程度」(1件)もあったが、おおよそ2か月から3か月の期間で実施されると思われる。

鑑定の費用については、「公的鑑定であるため鑑定費用は不明」が12件となっており、裁判所が費用を支払うために弁護士はわからないとする回答が多かったが、弁護士が依頼した私的鑑定では、「30万円～40万円」(2件)、「5万円～10万円」(1件)、「15万円～20万円」(1件)、「40万





円～50万円」(1件)と分かれており、標準的な金額は定まらなかった。そして、その費用の支出は「弁護士会等の補助や基金」が4件あり、「被告人もしくは家族から」が2件であった。

(3) 犯罪心理鑑定の実施した状況

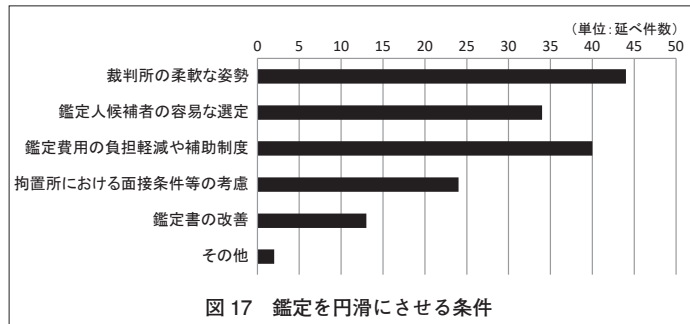
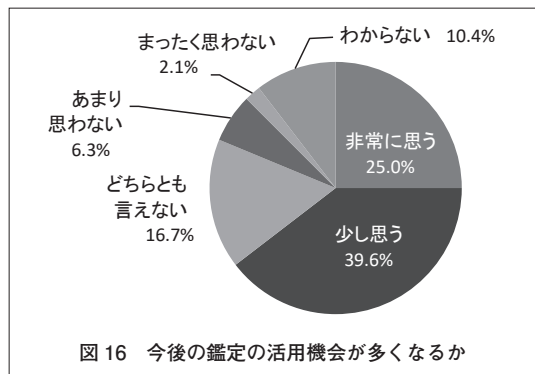
今後の犯罪心理鑑定についての展望に関して、鑑定が活用される機会が多くなると思うかどうかを尋ねたところ、図16のように、「非常に思う」が12人、「少し思う」が19人おり、両方を合わせると64.6%の人が鑑定が今後は活用されると考えていることがわかった。その理由についてまとめると、「犯罪が以前よりもわかりにくくなる傾向があり、動機の解明等において心理学的な専門的知見が必要になってくると思われるから」や、「再犯の防止や更生に向けた観点から処遇を考えていくことが今後はますます必要になってくるから」、「社会や裁判員の犯罪についての心理に関心が高まると同時に、その理解を促進させるため」、「医学的な診断(精神鑑定など)と法的な評価(責任能力などの判断)の間にズレがあり、そこを埋め合わせるために心理学的な見地が必要であるため」といった意見があった。

逆に、犯罪心理鑑定が活用される機会が多くなると「あまり思わない」(3件)、「まったく思わない」(1件)、あるいは「どちらとも言えない」(8件)と答えた人の理由としては、「鑑定についての知識がまだ少なく、活用するノウハウが弁護士にまだないため」、「どのような事件で有効かどうか

がわかりにくいから」、「近代的刑事裁判制度と理念に馴染まないため」、「費用や時間がかかるから」といったことが回答された。

なお、興味深い回答として、鑑定が今後は活用されないと回答した人の理由に、「裁判所が情状面での鑑定に関心がないから」と指摘されていたが、その反対に今後は鑑定が活用されると回答した人の理由にも、「情状の考慮がかなり画一的となっており、逆に鑑定をすることで影響を与えると思えるから」というものがあった。つまり、裁判所や司法の間で情状ということをどのように捉えていくのかの議論がどのように進むかによって、犯罪心理鑑定の活用もそれに大きく左右されると思われた。

そして、その鑑定を今後は円滑にさせるための条件として、図17のように、「裁判所の柔軟な姿勢」(44件)、「鑑定費用の負担軽減や補助制度」(40件)、「鑑定人候補者の容易な選定」(34件)、「拘留所における面接条件等の考慮」(24件)が挙げられた(いずれも延べ件数)。



(4) 対人援助職との連携について

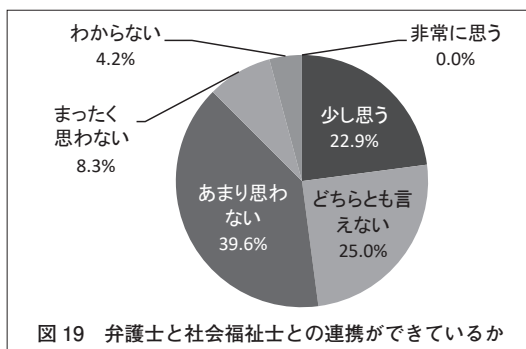
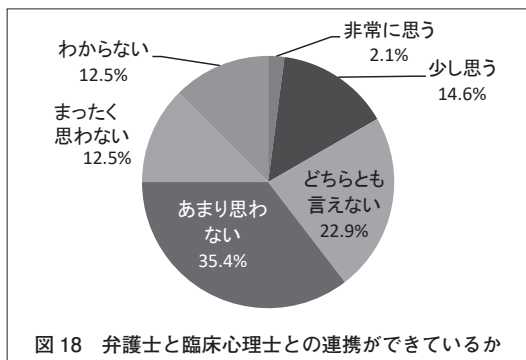
最後に、弁護士と臨床心理士は必要な時にすぐに連携ができていると思いますかとの問いに対して、**図 18**のように、「あまり思わない」(17件)、「まったく思わない」(6件)と、両方で47.9%の人が臨床心理士と連携ができていると思っていなかった。また、社会福祉士との連携については、**図 19**のように、「あまり思わない」(19件)、「まったく思わない」(4件)と、やはり両方で47.9%の人が社会福祉士と連携ができていると思っていなかった。

そして、刑事事件や少年事件以外にこれまで臨床心理士や社会福祉士等の対人援助職と連携し、協働で弁護活動を行ったことがあるかとの質問には、「まったくなかった」(20件)、「あまりなかった」(9件)で、両方合わせると63.1%の人が刑事事件、少年事件以外の事件で対人援助職との連携をしたことがないとの回答であった。しかし、連携があったと回答した人では、「離婚や親権問題、面会交流などの家事事件」(4件)、「いじめや体罰、ハラスメントなどの民事事件」(4件)、「虐待などの児童福祉法等の関連の事件」(2件)をはじめ、「自己破産事件」、「成年後見事件」、「措置入院についての事件」などの事件も挙げられていた(いずれも延べの件数)。

4 考察

犯罪心理鑑定は社会一般においては勿論、裁判官、検察官、弁護士の法曹界においてもまだまだ馴染みのあるものとはなっていない。今回の弁護士を対象とした調査においても、関心こそあるものの、その内容を正確に理解している人は少なく、それゆえに自分が担当した事件の弁護活動の中で犯罪心理鑑定を実際に活用するまでには至っていなかった。

ただ、犯罪心理鑑定の実施例を見ると、殺人や傷害(致死)、放火といった凶悪事件や強姦あるいは強制わいせつなどの性犯罪といった事件に活用されやすいことがわかった。また、被告人が成人の場合もあるが、家庭裁判所で検察官送致(いわゆる逆送)となって地方裁判所で公判を受ける



少年の場合には鑑定が活用される割合が高いことがわかった。この点について、森(2011)は、情状鑑定となりやすい事件として、「奇妙な事件、動機の分かりづらい事件、犯行の本当の事情を知りたい事件、本当の事を隠していると思われる事件、被告人の家族にとってもどうしたらよいか明らかにしたい事件、被害者に問題がある事件、事件以外の面も知りたいような事件、世間的に大きな影響があるがその割に刑が軽く手を尽くした事を明らかにしたい事件などである」と述べている。今回の調査においても、殺人などで社会的に注目を集めた重大な事件で、しかも動機がわかりにくいものや、犯行時に未成年者で、精神的な未熟さが犯行に影響を与えていたかを明らかにしたいものが鑑定を活用されていたと言える。

上記で述べたように、犯罪心理鑑定の目的として、犯行時の心理状態の解明や犯行動機の解明、性格やパーソナリティの解明など、犯行と被告人の心理状態との関係を明らかにすることを目的として活用されることが多かった。また、それ以外には、更生の方法や予後についても専門的な知見

を得たいとする目的もあった。確かに、これまでの刑事事件においては犯した罪と量刑との関係を重視してきたが、それだけではなく、処遇のあり方も積極的に考慮していこうとする動きとなっている。2005年に成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」では、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を諒ることを旨として行うものとする」(同法第30条)と規定され、また「矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実態の要領をいう)に基づいて行うものとする」(同法第84条2項)となった。つまり、これまでは成人の刑事事件の量刑は事案の悪質性や被害の程度等が量刑に合致するように決められてきたものの、最近ではそれに加えて、より教育的な処遇を強化していこうという方向も考えられるようになってきたのである。そのようなこともあり、犯罪心理鑑定を活用して、更生へのプロセスやプログラムなどの方針を定めていくことが今後は増えていくことと予想される。さらに言えば、被告人自身が鑑定人との面接や心理テストの実施等を通じて、自分の犯した罪と向き合って内省したり、このような鑑定が過去を振り返って整理したりする絶好の機会となり、しかも被告人の家族に対しても関係の調整や修復となることも少なくない。その意味でも、付随的ではありながらも犯罪心理鑑定が治療的なものとして活用されることもあると言える。

このように考えると、以前から使用されている“情状鑑定”の用語では情状という量刑だけを重視した鑑定のように誤解されてしまう。それよりも、犯行の動機の解明や犯行のメカニズムをはじめとする事実の接近を大きな目的とした“犯罪心理鑑定”の用語を使用する方が適切であるし、心理学的、あるいは科学的に予後の見通しや更生のあり方を打ち出していくことの重要性が明確となる。

本研究では、犯罪心理鑑定の意義や有効性について明らかとなったものの、実際に弁護士がそれを実施しようと考へても鑑定人の候補者が見つか

らないことも多い。臨床心理士あるいは社会福祉士等の対人援助職が司法の分野で活動している人はこれまでは非常に限られてきたと言える。他方、医療や教育などの分野ではそのような専門職が多く配置され活躍しているという実情があり、それらの分野における知識や技術が広まり、他職種との連携も円滑に行われている。その意味では、まだまだ司法の分野においては対人援助職が関与することは非常に限定的であり、その知識も技術も一部の専門職(例えば、家庭裁判所調査官や法務技官や法務教官、保護観察官など)にとどまっていた。ところが時代の要請とともに、近年は検察庁に社会福祉士の資格を持つ専門職が配置されたり、医療観察法が成立した関係から保護観察所に精神保健福祉士や臨床心理士の資格のある社会復帰調整官が置かれるようになった。今後は公認心理師という新たな国家資格を持つ心理職が誕生したことで、ますます司法の分野で活躍することが期待される。そのように考えると、犯罪心理鑑定の需要は増えてくることは必至であり、それができる鑑定人の養成や技術の向上を目指す研修システムが必要となる。また、裁判官や検察官、弁護士との法曹界との円滑な連携のためには、犯罪心理鑑定をはじめとした司法の分野における心理的あるいは福祉的な支援や援助があった際に迅速に動ける組織の構築も大切となってくる(その一つに、一般社団法人「司法心理研究所」(Judicial Psychology Institute; 略称: JPI)が設立される動きもある。橋本; 2018)。

本研究を通じて、犯罪心理鑑定の意義や有効性を確認できただけでなく、対人援助職との連携や協働のあり方の課題が明確になった。

謝辞

本研究を進めるに際して、大阪弁護士会から多大な協力をいただきました。そして、調査に協力いただいた弁護士の皆様に御礼を申し上げます。

本研究は、科学研究費助成事業研究(学術研究助成基金助成金・基礎研究(C)(一般)・課題番号16K04399:平成28~30年度)の成果である。

文献

- 安藤久美子（2012）「裁判員制度における情状鑑定の利用
－精神鑑定の視点から」青少年問題、第 647 号、p30-35.
- 橋本和明（2016）「犯罪心理鑑定の意義と技術」橋本和明
編著『犯罪心理鑑定の技術』金剛出版
- 橋本和明（2018）「一般社団法人「司法心理研究所」の設
立と活動内容」季刊刑事弁護、第 95 号、p74-75.
- 森武夫（2011）「情状鑑定について－実務経験から－」専
修大学法学研究所紀要、第 36 号、『刑事法の諸問題Ⅶ』、
p34-65.